

八千代町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 7 月

八千代町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨、現状.....	1
2. 目標.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

(2) 本町の現状

本町では、教育職員の働き方改革を推進し、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、令和6年度における本町の教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 29:30 時間	13.6%	0.3%
中学校	月 32:15 時間	22.8%	0.0%

時間外在校時間が45時間を超える割合が、小学校13.6%・中学校22.8%と多くなっている。

特に中学校では部活動指導等の業務負担が大きくなっているため、部活動地域展開を推進することにより、教育職員の業務・教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。【11.9 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 7%まで減少させる。【11%】

※【 】内は令和 6 年度の数値

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度～令和 11 年度までとする。

4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

② 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・ 給食費については、給食費無償化の状況を踏まえつつ、今後、徴収する場合は、公会計化への移行を目指す。
- ・ 給食費以外については、保護者から事業者への直接払いなど、学校を経由しない仕組みの導入を検討する。

③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 学校で対応が困難な事案に対して、教育委員会が窓口となり、弁護士相談や県の事業の活用等調整を行い、当該苦情に対応できる体制づくりを推進する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

- ・ 各種調査の回答 ・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の負担軽減を図る。

② 部活動

- ・ 令和８年度中に、原則、全ての休日の部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、引き続き活動時間等の適正化に努める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減するため、ICT 機器や校務支援システム等を積極的に活用する。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 不登校児童生徒への支援体制の充実に向け、教育支援センター及び校内フリースクールに学校教育指導員を配置し、効果的な支援を推進する。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、引き続き特別支援生活支援員を配置し、日常生活及び教育活動における支援を行う。

(２) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小４以上は年間で 1,086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などにより、日課表の工夫を行う。
- ③ 電話対応時間を設定し、勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員やストレスチェックに高ストレスが認めら

れた職員が希望した場合は、医師等による面接指導を実施する。

- ② 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ④ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑤ 学校における定時退勤日を月 1 回以上設定するよう推進し、夏季や冬季の長期休業期間中に一斉閉庁期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 本計画の取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年、町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況について把握し、その他の目標について検証する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者地域の理解を促進するため、町部局と連携し、保護者や地域住民等に対して、本町における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。